

令和5年度

定期監査結果等報告書

令和6年3月28日

静岡市監査委員

同

同

同

遠藤 正方

白鳥 三和子

畑田 響

後藤 哲朗

目 次

第 1	監査の基準	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点	2
第 5	監査の主な実施内容	2
第 6	監査の実施場所及び日程	2
第 7	監査の結果等	3
Ⅰ	監査の結果等	6
1	指摘事項・業務意見等	6
(1)	総務局	6
(2)	企画局	9
(3)	財政局	10
(4)	市民局	12
(5)	葵区役所	13
(6)	駿河区役所	14
(7)	清水区役所	16
(8)	観光交流文化局	19
(9)	環境局	22
(10)	保健福祉長寿局	23
(11)	子ども未来局	24
(12)	経済局	25
(13)	都市局	26
(14)	建設局	28
(15)	会計管理者	31
(16)	上下水道局	33
(17)	教育委員会事務局教育局	35
(18)	議会事務局	39
	【定期監査指摘事項等件数一覧】	40
2	フォローアップ監査	41
Ⅱ	提 言	42

第1 監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

第2 監査の種類

1 監査の名称

令和5年度定期監査

2 根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項

第3 監査の対象

令和5年4月1日から令和5年9月30日までの下表に掲げる61所属（同表の記載は、監査実施時点の名称による。）で執行された事務事業等について監査を実施した。

なお、必要に応じて期間外の事務事業等も対象とした。

局等の名称	部名等	所属名
総務局	市長公室	広報課
		コンプライアンス推進課
企画局		企画課
財政局	税務部	税制課、納税課、滞納対策課、市民税課、固定資産税課、清水市税事務所
市民局		男女共同参画・人権政策課、戸籍管理課、井川支所
葵区役所		井川支所
駿河区役所		地域総務課、戸籍住民課、保険年金課、健康支援課、長田支所
	駿河福祉事務所	生活支援課、障害者支援課、子育て支援課、高齢介護課
清水区役所		地域総務課、戸籍住民課、保険年金課、健康支援課、蒲原支所
	清水福祉事務所	生活支援課、障害者支援課、子育て支援課、高齢介護課、蒲原出張所
観光交流文化局		文化振興課、日本平動物園
環境局		環境創造課、環境保健研究所、廃棄物処理課
保健福祉長寿局	保健衛生医療部	動物指導センター
子ども未来局		青少年育成課
経済局	農林水産部	水産漁港課
都市局	建築部	住宅政策課
建設局	土木部	建設政策課、河川課
	道路部	道路保全課、葵南道路整備課、葵北道路整備課、駿河道路整備課、清水道路整備課

会計管理者	会計室	
上下水道局	経営管理部	上下水道総務課、お客様サービス課
	水道部	水道管路課、水道施設課、水質管理課、水道事務所
教育委員会事務局教育局	教職員課、学校教育課、中央図書館	
議会事務局	議会総務課、議事課、調査法制課	

※定期監査は、全181所属（監査実施時点）のおおむね3分の1程度を対象に、およそ3年で全所属が一巡するよう3年サイクルで実施している。

第4 監査の着眼点

- 1 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- 3 事務事業の執行に当たっては、住民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- 4 その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

第5 監査の主な実施内容

- 1 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理その他本市の事務の執行が適正に行われているかについて、合規性（法令、条例、規則等に違反していないか）、正確性、経済性、効率性又は有効性の観点から、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取等の方法により監査を実施した。
- 2 監査結果のフォローアップとして、過年度の定期監査における指摘事項の措置状況について、監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日程
本監査 (現地調査)	中央図書館	令和5年12月4日
本監査 (説明聴取 及び質疑)	静岡庁舎本館3階 第一委員会室	令和6年1月23日、 24日、25日の3日間
予備監査	監査委員事務局執務室など	令和5年9月4日 から令和6年3月 28日まで

第7 監査の結果等

I 監査の結果（地方自治法第199条第9項）

- 1 監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載
第1から第6までのとおり監査した限り、対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。
- 2 監査基準第19条第4項の規定に基づく記載
監査した結果、15件の指摘事項があった。
- 3 25件の業務意見があった。

II 提言（地方自治法第199条第10項）

監査委員が必要と認めるときに、本市の組織及び運営の合理化に資するため監査結果報告に添える監査結果を踏まえた意見で、本年度は文書の確認の重要性について提言を行う。

III その他必要と認める事項（監査基準第19条第1項第8号）

77件の指導事項があった。

監査の結果の詳細及び提言の内容は、後述のとおりである。

なお、指摘事項及び指導事項の局ごとの内訳及び過年度との比較は40頁に掲載のとおりであり、また、指摘事項、指導事項及び業務意見の語義は以下のとおりである。

用語説明

① 指摘事項

合規性、正確性、経済性、効率性又は有効性の観点からは是正又は改善が必要である事項として監査委員が指摘するもので、地方自治法及び監査基準の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するものである。

なお、経済性、効率性及び有効性の意味は以下のとおりであり、これらを「3E」と総称する。

- ・経済性（Economy）・・・より少ない費用で実施できないか。
- ・効率性（Efficiency）・・・同じ費用で、より大きな効果は得られないか。
- ・有効性（Effectiveness）・・・目的を達成し、効果を上げているか。

② 指導事項

①以外で、軽微な誤りと認められる事項等である。

③ 業務意見

監査の結果に必然的に伴う、各業務に対する監査委員の意見である。

【参考】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（職務）

第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

3 略

4 監査委員は、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。

第 5 項から第 8 項まで 略

9 監査委員は、第 98 条第 2 項の請求若しくは第 6 項の要求に係る事項についての監査又は第 1 項、第 2 項若しくは第 7 項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

10 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、第 75 条第 3 項又は前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。

第 11 項以降 略

静岡市監査基準（令和 2 年静岡市監査委員告示第 1 号）（抄）

（監査報告等の内容）

第 19 条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第 1 号から第 6 号まで 略

（7）監査等の結果

（8）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 前項第 7 号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

（1）財務監査 前項第 1 号から第 6 号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、

監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

- (2) 行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

第3号から第8号まで 略

- 3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第5項以降 略

I 監査の結果等

1 指摘事項・業務意見等

(1) 総務局

ア 監査対象所属

広報課、コンプライアンス推進課

イ 監査の結果

監査した結果、3件の指摘事項があった。また、1件の業務意見があった。

【指摘事項】

①②③ 令和5年度内部統制研修用映像制作業務に係る事務の不備について（コンプライアンス推進課）・・・【合規性の観点】

委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル等によれば、随意契約を締結する場合、業者選定以前に事業決裁を受けた後、積算金額等を参考に予定価格を設定し、予定価格と見積参加者から徴取した見積書の見積額を比較し、見積額が予定価格以内であれば契約を締結するものとされている。

しかし、令和5年度内部統制研修動画作成業務では、これらの手続によらずに事業者から電子データにより徴取した参考見積を基に契約金額と受託者を決定していたことから、結果として次の3点の不備があった。

1) 事業決裁起案前の業者選定及び契約金額の決定について

委託業務等契約及び各種契約事務マニュアルによれば、委託業務の実施に係る事業決裁は、必ず業者選定以前に決裁することとされている。

しかし、当該業務の事業決裁には、契約先として事業者名が記載されており、事業決裁に添付された契約書案にも、受託者の名称及び契約金額が記載されていた。

2) 予定価格の未設定について

市契約規則第30条の規定によれば、随意契約にしようとするときは、あらかじめ予定価格を定めなければならないとされている。

しかし、予定価格を定めていなかった。

3) 見積書の未徴取について

市契約規則第 29 条第 1 項の規定によれば、随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴することとされている。

しかし、事業決裁起案前に電子データによる参考見積を徴していたものの、見積書を徴していなかった。

【業務意見】

内部統制上の重大な不備の発生抑制に向けた取組について（コンプライアンス推進課）・・・【有効性の観点】

令和 2 年度以降、指定都市には内部統制評価が義務付けられたこともあり、事務事業事故の発生を抑制すること、特に重大な不備を発生させないことが求められている。

しかし、本市では令和 3 年度、令和 4 年度と 2 年連続して内部統制上の重大な不備が発生していたことから、監査において不備の抑制に向けた取組の状況を確認した。

初めに、内部統制上の不備の一つであるヒヤリハット事例については、内部統制推進委員会の各所属において事務事業の見直しの一助としているほか、発生頻度が高い不備を全庁的に周知するなどの取組を実施していた。ヒヤリハット事例を放置すれば、将来的に大きな不備に発展することもあるため、不備を未然に防ぐための取組として評価できるものである。

次に、事務事業事故については、コンプライアンス推進課が各所属の再発防止策を確認するモニタリング調査を従来から実施していたが、以前は事故が発生した所属の中から抽出して調査を実施していたものを、全ての所属を対象に調査することに改めたということであった。

さらに、重大な不備が繰り返し発生するなど、内部統制上のリスクが特に高いと考えられる所属に対しては、不備の発生原因、経緯、所属の属性などといった事情も勘案し、可能な範囲において個別に対応をしているとのことであった。

このような取組は、不備の発生を抑制するために有効であると考えられるため、更なる推進を期待するものであるが、コンプライアンス推進課は限られた人員と時間の中で対応していることから、効率的な方法について検討されたい。

また、前年度生じた内部統制上の重大な不備のうちの 2 件は、事業の実施内容に誤りがないか複数人で確認するための内部統制システムが構築されていたにもかかわらず、担当者の遵守意識が欠如していたことなどの諸要因によってシステムが機能しなかったために発生したことから、内部統制システムを構築すると同時に、それを運用する「人」の意識向上が重要であることを十分に認識し、今後も内部統制上の重大な不備の発生抑制に取り組まれることを期待する。

- ウ その他必要と認める事項
3件の指導事項があった。

(2) 企画局

ア 監査対象所属

企画課

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。

(3) 財政局

ア 監査対象所属

税務部	税制課、納税課、滞納対策課、市民税課、固定資産税課、清水市税事務所
-----	-----------------------------------

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。また、2件の業務意見があった。

【業務意見】

① 税務システムの標準化移行期限について（税制課）・・・【有効性の観点】

地方公共団体情報システム標準化については、政府は令和5年（2023年）9月8日の閣議において、システム移行の「難易度が極めて高い」一部の自治体システムについては移行完了期限の先送りを認める決定をしたとのことであり、本市の税務システムは「難易度が極めて高い」と判断され、別の移行完了期限が設定される見込みとのことであった。

公開されている閣議決定関連資料によると、変更後のポイントとして「新たな国民向けサービスの迅速な提供を担保するため⇒令和7年度（2025年度）末までに、データ要件の標準には適合させ、データ連携を担保」との記載があったことから、この内容について確認したところ、データ連携の担保は、他の自治体との連携も想定されているものであるが、現時点においては、他の自治体とのデータ連携が必要な業務はなく、閣議決定関連資料に記載されている「新たな国民向けサービス」も具体的に示されていないことから、本市においては市役所内のデータ連携を確実に進め、「新たな国民向けサービス」の内容が具体的に示された場合には、市民生活に不利益が生じないよう対応していくとのことであった。

令和7年度末までの税務システムの標準化は困難である中でも、国民健康保険業務との連携部分の改修やQRコード対応の納付書の活用拡大など、市民サービスとして早急に対応が必要な事項には対応をしている点は評価できるところであるが、指定都市の中では、規模の大きい横浜市を始め、県内の浜松市も税務システムについては令和7年度中に移行が完了する見込みとのことでもあり、自治体によって現行の税務システムに違いはあるとしても、移行完了時期は、市民等から注目される場所である。

国の移行完了期限の先送りを認める決定は、移行作業の集中という課題解決のために「難易度が極めて高い」と判断された自治体システムについて認められるものであり、自治体の責めに帰さないものと認識しているが、変更後に求められることとなる水準は確保する必要があることから、国の動向等に注視し、的確に対応することを望むものである。

② デジタルツールの活用について（納税課）・・・【正確性及び効率性の観点】

RPA¹やEUC²ツールの導入により、業務時間が大幅に削減されていることから、今後の導入予定についても確認したところ、令和5年度から、税務部の中期実行計画に主要施策の3本柱の1つとして、新たに税務業務のDX³の推進が明記されたため、年度当初からスピード感を持って取り組み、市税還付業務へのRPA導入、催告業務等でのEUCツールの活用を実施し、今後更なる拡大を図っていく予定とのことであった。

RPAやEUCツールによる改善は、業務の効率化によるコスト縮減だけでなく、デジタル化による自動処理を前提とし、人による入力作業等を極力低減していることから、ヒューマンエラーによる事務事業事故・ミス防止策としても効果的な取組だと認識しているところであり、その改善効果が実績として現れていることは高く評価できるところである。今後は、SMS⁴を利用した催告等を実施する予定であるとのことだったが、急速なデジタル化が進む現代社会において、デジタルツールを使用した詐欺事案も発生していることから、市民の安全安心を確保するために必要な対策を常に意識しつつ、今後も、税務業務のDXを推進し、事務の効率化や納税者の利便性向上に向けた取組を進めていくことを期待する。

ウ その他必要と認める事項

7件の指導事項があった。

¹ RPA…ロボティックプロセスオートメーション (Robotic Process Automation) の略。パソコン上で人が日常的に行っているマウス操作やキーボード入力などの操作手順を記録し、それを高速で正確に実行することができるソフトウェアロボット技術

² EUC…エンドユーザーコンピューティング (End User Computing) の略。現場で業務を行う職員や部門 (エンドユーザー) が、自らシステムやソフトウェアの開発・構築や運用・管理に携わること。EUCツールは、エンドユーザーが自部門の業務に必要なシステムの開発に利用するアプリケーション (ソフトウェア)

³ DX…デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) の略。ICT (情報通信技術) の浸透により人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること

⁴ SMS…ショートメッセージサービス (Short Message Service) の略。携帯電話の電話番号を使ってメッセージが送受信できるサービス

(4) 市民局

ア 監査対象所属

男女共同参画・人権政策課、戸籍管理課、井川支所

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。また、1件の業務意見があった。

【業務意見】

廃線小路の整備について（井川支所）・・・【有効性の観点】

経年劣化した廃線小路の維持管理について、整備計画の作成状況等を確認したところ、廃線小路は、総延長 855 メートルの廃線敷を活用した遊歩道であり、井川湖畔を散策することができるため、観光客にも人気のスポットだが、供用開始から 10 年が経過し、周辺の樹木が成長したことで景観を損ねるだけでなく、倒木等も目立つようになってきたことから、令和 5 年度に枯木の除伐等を実施したとの説明があった。また、今後の整備については、事業費の面で総合計画の対象外でもあり、正式な計画として位置付けられるものはないが、落石や倒木による施設の損壊を未然に防ぐための調査を実施し、落石対策や転落防止柵の改修、案内看板等設置物の更新等について、スケジュール感をもって取り組んでいきたいとの説明があった。

井川地区においては、(仮称)南アルプスユネスコエコパーク・ミュージアムの開設が予定されており、JR 東海によって井川地区と玉川地区とを結ぶトンネル開設事業も進められていることから、将来的な観光客の増加が期待されている。

廃線小路は、地域振興においても重要な役割を担っている施設の一つのことであるので、井川支所が中心となって、廃線小路単体ではなく井川地区の観光振興策全体をパッケージとして位置付けることなども検討し、早期の整備完了に向け取り組むことを期待する。

ウ その他必要と認める事項

5 件の指導事項があった。

(5) 葵区役所

ア 監査対象所属

井川支所

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。

ウ その他必要と認める事項

1 件の指導事項があった。

(6) 駿河区役所

ア 監査対象所属

地域総務課、戸籍住民課、保険年金課、健康支援課、長田支所	
駿河福祉事務所	生活支援課、障害者支援課、子育て支援課、高齢介護課

イ 監査の結果

監査した結果、1件の指摘事項があった。また、2件の業務意見があった。

【指摘事項】

補助金の交付の決定を受けた者以外の者から提出された完了報告書に基づく補助金額の確定について（障害者支援課）・・・【合規性の観点】

市身体障害者自動車改造費補助事業実施要綱第11条の規定によれば、市長は補助金の交付の決定を受けた者から補助事業の完了報告書を受理した場合は、内容を審査し補助金の額を確定することとされている。また、同要綱には完了報告書の代理提出を認める規定はない。

しかし、身体障害者自動車改造費補助事業において、補助金の交付の決定を受けた者ではなく、自動車に改造を実施した事業者を報告者とした完了報告書が提出された際、所管課はこれを訂正させることなく受理し、この報告書に基づき補助金の額を確定していた。

【業務意見】

① ショッピングセンターでの期日前投票所開設に向けた取組について（地域総務課）・・・【有効性の観点】

ショッピングセンターでの期日前投票所開設については、他都市における設置事例があり、投票率向上の観点から市議会においても取り上げられていることから、何が障害となって開設できないのか、何を解決すれば開設できるのか確認したところ、選挙においては、投票の秘密を守り、選挙の公正が確保できるスペースが施設内にあること、個人情報である住民記録情報を取り扱う期日前投票システムを外部から侵入できないセキュリティエリア内に設置できる施設であることなどが求められており、施設側の対応が必要な部分もあることから、それに対して施設側が対応できるか否かということが大きな障害であり課題となっていた。

しかし、昨年4月の統一地方選挙において投票率の低下が問題となり、市選挙管理委員会が開催した「どうする投票率研究会（静岡市）」では、有識者委員から「人の集まる場所で開設、実施することは価値があり、3区の各投票所を開設することが効果的である。」との意見があったことから、ショッピングセンターでの

期日前投票所開設に向けた課題の解決のため、市内のショッピングセンターに対して条件を満たす施設であるかのヒアリングを行うとともに、全市的な投票所の配置状況及び地域の実情を踏まえ、市及び3区の選挙管理委員会で検討を進め、来年の静岡市議会議員選挙でのショッピングセンターへの期日前投票所開設を目指して取り組んでいるとのことであった。

ショッピングセンターでの期日前投票所開設については、様々な課題があり実現できずにいたが、今回、市及び3区の選挙管理委員会事務局が連携し、課題の解決方法の検討や市内のショッピングセンターとの調整を行い、来年の静岡市議会議員選挙での開設実現に向けて取り組んだことは評価すべきことと考える。今後も、市及び3区の選挙管理委員会事務局が連携して投票率向上に向けての取組を継続していくことを期待する。

② 市民満足度向上のための取組について（区役所各課）・・・【有効性の観点】

清水区役所では、会話アシストシステムの設置や窓口の配置の見直し、L o G o フォーム⁵等を用いた効率的な予約方法の採用、接客研修等による人材育成への取組など、市民の方が使いやすい区役所、居心地の良い区役所になるような努力をしていることが感じられた。また、現場で直接市民と接している職員の気付きを取り入れた改善も実施しているとのことであり、職員のモチベーションの向上にも資する効果的な取組を行っていると感じている。

駿河区役所でも、混雑状況に応じた窓口の使い分け、カウンター席や待合札の色分け、システム転写を利用した書かない申請手続の導入、L o G o フォーム等を用いた効率的な予約方法の採用など、市民の方が使いやすい区役所、居心地の良い区役所になるような努力をしていることが感じられた。

市役所に対する市民の信頼は、市民が直接接している区役所等の各種窓口の職員や訪問等で直接市民と接している職員の努力によって確保されている部分が大きいと考ええる。

今後も、市民満足度の更なる向上に向け、ソフト、ハードの両面で積極的な取組を続けていくことを期待する。

ウ その他必要と認める事項

6件の指導事項があった。

⁵ L o G o フォーム…スマートフォンやパソコンからオンライン手続をすることができる、24時間いつでも手軽で簡単に利用可能な電子申請システム

(7) 清水区役所

ア 監査対象所属

地域総務課、戸籍住民課、保険年金課、健康支援課、蒲原支所	
清水福祉事務所	生活支援課、障害者支援課、子育て支援課、高齢介護課、蒲原出張所

イ 監査の結果

監査した結果、2件の指摘事項があった。また、4件の業務意見があった。

【指摘事項】

① 積算金額の算出誤りについて（戸籍住民課）・・・【正確性の観点】

市契約規則第10条第2項の規定によれば、予定価格は適正に定めることとされていることから、その根拠となる積算金額の算出に当たっては正確を期す必要がある。

しかし、清水区役所戸籍住民課証明発行等委託業務の積算において、従事者の雇用保険料の積算は報酬の月額支給額に雇用保険料率を乗じて計算しなければならないところ、誤って標準報酬月額に雇用保険料率を乗じて計算していたことから、正しい計算方法の場合と比較して過少な積算となっていた。

② 積算金額の算出誤りについて（蒲原支所）・・・【正確性の観点】

市契約規則第10条第2項の規定によれば、予定価格は適正に定めることとされていることから、その根拠となる積算金額の算出に当たっては正確を期す必要がある。

清水区庁舎間文書等相互連絡業務の積算において、当該業務の人件費の単価を市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則別表第3（1）行政職給料表号給基準表の清掃員及び道路補修作業員の職種の号給に基づく金額としている。

しかし、その前提で積算した場合において、積算当時の同規則（令和4年4月1日施行）では当該職種は1級20号給であったものの、積算では同規則の改正前の号給である1級22号給を使用していたため、改正後の号給を使用した場合と比較して過大な積算となっていた。

【業務意見】

① ショッピングセンターでの期日前投票所開設に向けた取組について（地域総務課）・・・【有効性の観点】 ※再掲

ショッピングセンターでの期日前投票所開設については、他都市における設置

事例があり、投票率向上の観点から市議会においても取り上げられていることから、何が障害となって開設できないのか、何を解決すれば開設できるのか確認したところ、選挙においては、投票の秘密を守り、選挙の公正が確保できるスペースが施設内にあること、個人情報である住民記録情報を取り扱う期日前投票システムを外部から侵入できないセキュリティアリア内に設置できる施設であることなどが求められており、施設側の対応が必要な部分もあることから、それに対して施設側が対応できるか否かということが大きな障害であり課題となっていた。

しかし、昨年4月の統一地方選挙において投票率の低下が問題となり、市選挙管理委員会が開催した「どうする投票率研究会（静岡市）」では、有識者委員から「人の集まる場所で開設、実施することは価値があり、3区の各投票所を開設することが効果的である。」との意見があったことから、ショッピングセンターでの期日前投票所開設に向けた課題の解決のため、市内のショッピングセンターに対して条件を満たす施設であるかのヒアリングを行うとともに、全市的な投票所の配置状況及び地域の実情を踏まえ、市及び3区の選挙管理委員会で検討を進め、来年の静岡市議会議員選挙でのショッピングセンターへの期日前投票所開設を目指して取り組んでいるとのことであった。

ショッピングセンターでの期日前投票所開設については、様々な課題があり実現できずにいたが、今回、市及び3区の選挙管理委員会事務局が連携し、課題の解決方法の検討や市内のショッピングセンターとの調整を行い、来年の静岡市議会議員選挙での開設実現に向けて取り組んだことは評価すべきことと考える。今後も、市及び3区の選挙管理委員会事務局が連携して投票率向上に向けての取組を継続していくことを期待する。

② 区内高校との連携体制の構築について（地域総務課）・・・【有効性の観点】

若者目線での魅力発信のための区内高校との連携体制の構築について確認したところ、令和2年度から次世代のまちづくりの主役である高校生と様々な連携事業を実施しており、区長を始め職員との意見交換を行う「未来創造トーク」などを区内7校と連携しながら進めていた。また、行政の視点だけでなく、若者のフレッシュな感覚を取り入れた情報発信につなげるための連携体制の構築に向けた協議を各高校と進めているとのことであった。

高校との連携体制の構築は、区の魅力発信だけでなく、若者に行政について関心を持ってもらうためにも有効な取組だと考えられるため、市と高校の双方にとって有効で持続可能な連携体制が構築されることを期待する。

③ 女性相談員の欠員について（生活支援課）・・・【有効性の観点】

女性相談員の欠員については、令和4年5月1日付け採用者が4年度末に、令

和5年度採用者が同年7月末に、いずれも一身上の都合により退職している旨が監査資料に記載されていることから、短期間で退職に至った理由について、職場環境や仕事量等、業務に関連した理由は想定されないか確認したところ、2人とも、業務に関連したものではない理由で退職しているとの回答があった。

また、現在、相談業務を担当している3人の職員について確認したところ、いずれの職員も、カウンセリング資格は有していないものの、福祉又は精神の専門職で十分な知識とスキルを兼ね備えており、相談業務経験もあることから相談員としての要件を満たしているとのことであった。

しかし、専任の女性相談員の欠員により、相談業務を兼任している職員だけでなく、課職員全体の負担も増加しているとのことであるので、特定の職員に負担が掛かることのないよう配慮するとともに、早期の女性相談員の採用に向け、改善すべき点がないか等の検討も含めて、迅速に取り組むことを期待する。

④ 市民満足度向上のための取組について（区役所各課）・・・【有効性の観点】※再掲

清水区役所では、会話アシストシステムの設置や窓口の配置の見直し、L o G o フォーム等を用いた効率的な予約方法の採用、接遇研修等による人材育成への取組など、市民の方が使いやすい区役所、居心地の良い区役所になるような努力をしていることが感じられた。また、現場で直接市民と接している職員の気付きを取り入れた改善も実施しているとのことであり、職員のモチベーションの向上にも資する効果的な取組を行っていると感じている。

駿河区役所でも、混雑状況に応じた窓口の使い分け、カウンター席や待合札の色分け、システム転写を利用した書かない申請手続の導入、L o G o フォーム等を用いた効率的な予約方法の採用など、市民の方が使いやすい区役所、居心地の良い区役所になるような努力をしていることが感じられた。

市役所に対する市民の信頼は、市民が直接接している区役所等の各種窓口の職員や訪問等で直接市民と接している職員の努力によって確保されている部分が大きいと考えらる。

今後も、市民満足度の更なる向上に向け、ソフト、ハードの両面で積極的な取組を続けていくことを期待する。

ウ その他必要と認める事項

10件の指導事項があった。

(8) 観光交流文化局

ア 監査対象所属

文化振興課、日本平動物園

イ 監査の結果

監査した結果、4件の指摘事項があった。また、1件の業務意見があった。

【指摘事項】

①② 日本平動物園ゴールデンウイークシャトルバス借上業務に係る事務の不備について（日本平動物園）・・・【正確性の観点】

日本平動物園ゴールデンウイークシャトルバス借上業務について監査を行ったところ、仕様書に次の2点の不備があった。

1) 運行台数の変更について

仕様書6（1）では、令和5年5月3日から7日までの各日におけるバスの運行予定台数は合計36台と示されており、これは実施する数量を保証するものではないものの、市からバス台数の減便の申出がない限り貸付人が台数を自由に変更できるものではないとのことであった。

しかし、仕様書6（2）では、「各日の運行予定台数は参考程度とし、乗客の数に応じて、延べ30台を超えない範囲で1日当たりの運行台数を変更し、効率的に運行すること。」とされており、貸付人が台数を自由に変更できるような誤った内容が規定されていた。

2) バス運行上限台数の記載誤りについて

仕様書6（2）では、バスの運行台数の上限について「延べ36台を超えない範囲」と記載すべきところを、誤って「延べ30台を超えない範囲」としていた。

当該契約はバスを運行した台数に単価を乗じて賃借料の金額を決定する単価契約であり、業務完了報告書によれば貸付人は延べ32台のバスを運行したため、所管課も32台分に相当する金額の賃借料を支払っていたが、仕様書6（2）の規定によれば運行台数の上限は30台とされていることから、2台分は支払の根拠が無い状態となっていた。

③ 消費税不課税のキャンセル料に係る消費税相当額の誤払について（日本平動物園）・・・【正確性の観点】

消費税法第4条並びに消費税基本通達第5章第2節及び第5節によれば、キャンセル料については、全額について事務手数料に相当する部分と損害賠償金に相当する部分を区分することなく一括して受領している場合は、その全額を消費税不課税として取扱うこととなる。

しかし、日本平動物園ゴールデンウイークシャトルバス借上業務の令和5年5月6日及び同月7日の計4台のバスに係るキャンセル料において、全額について事務手数料に相当する部分と損害賠償金に相当する部分を区分していないものであったにもかかわらず、貸付人からキャンセル料に消費税相当額を加算した金額を請求された際に、請求金額の訂正を求めることなく本来は支払不要な消費税相当額7,200円を含めて貸付人に支払っていた。

④ 訂正不可事項である契約書首標金額の訂正について（日本平動物園）・・・【合規性の観点】

市会計規則第7条によれば、証拠書類の首標金額は、訂正してはならないとされており、契約書の契約金額はこの首標金額に相当するものである。

しかし、日本平動物園ゴールデンウイークシャトルバス借上業務の契約書では、当該契約における契約金額に相当する1日1台当たりのバス賃借料の金額を訂正していた。

【業務意見】

来園者サービスの向上と経費削減に向けた取組について（日本平動物園）・・・ 【経済性及び有効性の観点】

「夜の動物園」の駐車場予約のデジタル化や、動物用飼料への「規格外牛肉」、「未利用魚」の活用について、その効果と今後の検討事項等を確認したところ、駐車場予約のデジタル化については、「夜の動物園」イベント終了後のアンケートでは好意的な回答が得られ、現場で来園者に接した職員からも非常に高評価であったと聞いており、大きなトラブルもなくおおむね良好とのことであった。

このうち、動物飼料への「規格外牛肉」「未利用魚」の活用については、当園にとっては経費削減や飼育動物の栄養バランスの改善につながり、納入企業にとっては廃棄していた食材の有効活用が図られ、双方にとって有益な取組であったと認識しているとのことであった。

今後見直しを検討している事項としては、デジタル化についてはゴールデンウイークや春秋の行楽シーズンでの活用も検討しているが、スマートフォン等の活用が苦手な方とのバランスを考えながら進めていくとともに、動物福祉の向上に資するため、動物が快適に過ごし、幸せに長く生きられるよう、動物園の環境整備を検討していかなければならないと考えているとのことであった。

このように、日本平動物園において来園者サービスの向上と経費削減、更には動物福祉も視野に入れた取組を進めていることは、評価できるものである。今後も、動物園の持つ種の保存の役割と観光施設的な役割のバランスに配慮した取組を進め、動物と人間がともに快適に過ごすことができる動物園となることを期待する。

ウ その他必要と認める事項

4件の指導事項があった。

(9) 環境局

ア 監査対象所属

環境創造課、環境保健研究所、廃棄物処理課

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。また、1件の業務意見があった。

【業務意見】

脱炭素先行地域の取組に係る情報発信について（環境創造課）・・・【有効性の観点】

脱炭素先行地域として、清水駅東口エリア、日の出エリア及び恩田原・片山エリアの3地区が選定され、事業が実施されているが、3地区での取組の進捗については、ホームページ等では確認できなかったことから、広報の進め方について確認したところ、3地区については、これまでは調査や設計など目に見える取組がなかったことから、広報することが難しかったが、各エリアの整備が進んでいるので、現在の整備状況や取組内容も含め、令和6年の1月下旬又は2月上旬にホームページを公開し情報発信していく予定とのことであった。

目に見える取組がなかったとはいえ、調査や設計なども重要な事業であり、それについての情報発信がないことは、選定後2年以上経っているにもかかわらず、これまでの3地区での取組について市民は知ることができなかったことになる。市の取組姿勢にも関わる問題であることから、積極的な情報発信により市民周知を図っていくよう取り組むことを望むものである。

ウ その他必要と認める事項

8件の指導事項があった。

(10) 保健福祉長寿局

ア 監査対象所属

保健衛生医療部	動物指導センター
---------	----------

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。また、1件の業務意見があった。

【業務意見】

地域猫活動推進事業について（動物指導センター）・・・【有効性の観点】

野良猫の殺処分数は減少傾向にあることから、野良猫の状況について確認したところ、地域猫活動推進事業を積極的に推進したことで、野良猫に対する不妊手術が浸透するとともに、地域住民の理解が進み、野良猫問題を地域の環境問題として考え、地域内で解決しようとする土壌が形成されてきたことが、野良猫の殺処分件数の減少につながっているとのことであった。

このことは、人間と動物が共に生きていける社会を目指して取り組んできた各自治会・町内会や獣医師会の努力に加えて、動物指導センター等の職員の地道な取組の成果であると感じている。

今後も、引き続き「動物は命あるもの」との認識の下、人と猫が穏やかに暮らす静岡市の実現に向け、取り組んでいくことを期待する。

ウ その他必要と認める事項

2件の指導事項があった。

(11) 子ども未来局

ア 監査対象所属

青少年育成課

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。

ウ その他必要と認める事項

3件の指導事項があった。

(12) 経済局

ア 監査対象所属

農林水産部	水産漁港課
-------	-------

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。

ウ その他必要と認める事項

1 件の指導事項があった。

(13) 都市局

ア 監査対象所属

建築部	住宅政策課
-----	-------

イ 監査の結果

監査した結果、2件の指摘事項があった。

【指摘事項】

①② 行政財産の目的外使用許可に係る事務の不備について（住宅政策課）・・・【**合規性の観点**】

行政財産の目的外使用許可に係る事務について監査を行ったところ、次の2点の不備があった。

1) 行政財産の目的外使用料の算定誤りについて（合規性の観点）

市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例第2条の規定により、行政財産の目的外使用に係る使用料が定められており、市有地上にある建物（従物を含む。）に係る使用料については、「当該建物の適正な価格の単位面積当たりの価格×100分の5×100分の110×使用面積」の算式（以下「建物使用料の算式」という。）によって算出した額に、「当該建物の建物面積に相当する土地の使用料相当額×100分の110×（当該建物のうち使用する面積／当該建物の延べ面積）」の算式（以下「土地使用料の算式」という。）によって算出した額を加えて得た額とすることとされている。

しかし、日の出荘団地の建物に設置されている風向風速計及び観測装置に係る行政財産の目的外使用料の算出において、土地使用料の算式による使用料の算出は行っていたものの、その額に建物使用料の算式により算出した額を加えていなかった。

2) 行政財産の目的外使用の手続の不備について（合規性の観点）

市財産管理規則第26条第1項及び第3項の規定によれば、財産管理者は、行政財産の目的外使用の許可を受けようとする者がいるときは、行政財産目的外使用許可申請書を市長に提出させなければならないとされており、申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、行政財産目的外使用許可書を当該申請者に交付するものとされている。

駿河区登呂三丁目外17か所の市営住宅に係る鋼管柱、光ケーブル等の更新に係る行政財産目的外使用許可申請書では、「使用希望面積・数量等」の

欄に区ごとの鋼管柱、光ケーブル等の数量の合計が記載されており、別紙にその所在地や設備ごとの使用数量などが記載されていた。そして、当該申請書の「使用希望面積・数量等」の欄では、駿河区の光ケーブルの合計数量が「68m」と記載されていたものの、その数量が鉛筆書きで「68m」を「138m」に訂正されており、訂正された数量で行政財産の目的外使用許可が行われていた。

その処理方法の過程について所管課に確認したところ、駿河区桃園町に設置されている光ケーブル 70 メートル分の申請が漏れていたことから、その内容を訂正した上で許可を行ったとのことであるが、当該光ケーブル 70 メートル分について、その所在地や設備の詳細が申請書及び別紙には記載されておらず、また、申請内容を補足する図面等の書類も添付されていないなど、不備のある申請について行政財産目的外使用許可書を交付していた。

ウ その他必要と認める事項

4 件の指導事項があった。

(14) 建設局

ア 監査対象所属

土木部	建設政策課、河川課
道路部	道路保全課、葵南道路整備課、葵北道路整備課、駿河道路整備課、清水道路整備課

イ 監査の結果

監査した結果、2件の指摘事項があった。また、2件の業務意見があった。

【指摘事項】

① 単独随意契約理由の合理性について（道路保全課）・・・【合規性の観点】

市契約規則第29条第1項の規定によれば、随意契約によろうとするときは、予定価格が10万円を超えない場合を除き、なるべく2者以上から見積書を徴することとされており、委託業務等契約及び各種契約事務マニュアルによれば、その1者にしか業務履行ができない特別な事情がある場合でなければ、単独随意契約により業務を委託することはできないこととされている。

道路パトロール管理業務は、予定価格が10万円を超える業務であり、特別な事情がある場合でなければ、なるべく2者以上から見積書を徴する必要がある業務であるところ、業務実施に当たっては道路構造物に関する各種基準に精通し行政的知識と経験が必要であること、公的・中立の立場で業務を行えることを理由に、業務を履行できるのは当該業者以外にないとされていたが、その理由は抽象的で、客観的にその1者にしか業務履行ができないと判断することができず、その1者にしか業務履行ができない特別な事情があるとは認められないものであった。

市が行う契約事務の執行については公正な競争や透明性の確保が求められることから、単独随意契約を実施しようとする場合には疑義が生じることがないようにその理由を明確にしておかなければならず、明確な説明ができない場合には原則どおり2者以上から見積書を徴する必要がある。

② 根拠のない再委託の実施について（清水道路整備課）・・・【合規性の観点】

本市が行う委託契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で契約の履行確保を図るものであるため、その相手方以外の者に再委託をすることは原則として認められていない。例外として再委託が認められる場合には、その旨を契約書に明記して、手続を確実にすることとされている。

しかし、道路安全施設管理業務（清水区）において、契約書には再委託を認める規定が設けられていなかったにもかかわらず、業務の一部である交通誘導業務が再委託されていた。

【業務意見】

① 急傾斜地崩壊危険区域への指定促進について（建設政策課）・・・【有効性の観点】

保全対象人家5戸以上などの条件に該当する本市の急傾斜地崩壊危険箇所792か所については、対策工事がされていない345か所のうち、地元の要望があり、今すぐに対策工事に取り掛かりたいと考えている危険箇所が134か所あるとのことであった。

また、急傾斜地崩壊対策は、基本的に私有地の斜面が対象であるが、第一義的には山の所有者が保全しなければならないという考えの下、保全対象人家の住民が住居を移転できないと判断した場合に初めて山の所有者から急傾斜地崩壊危険区域の指定等に係る同意を得ることになることから、山の所有者と住民の考え方がまとまった後でなければ市は事前測量などの必要な調査を行うことができず、県による急傾斜地崩壊危険区域の指定及び対策工事がされないとのことであった。

急傾斜地崩壊対策事業は、住民と山の所有者の意向に左右される事業であることは理解できるものの、急傾斜地崩壊危険箇所は相当に多く、人命に関わるものであるため、市として受身になることなく、災害から市民の生命を保護するために急傾斜地崩壊危険区域への指定に向けて積極的に動いていくことを期待する。

② 道路照明灯LED化について（道路保全課）・・・【経済性の観点】

道路照明灯のLED化に当たり、省エネ改修に係る全ての経費を光熱水費の削減分で賄うESCO事業を導入していることから、契約形態や市と事業者との役割分担、10年間の収支計画について確認した。

まず、契約形態については、事業者が資金調達を行う民間資金型契約によるESCO事業を採用することで、更新が必要な約9,200基の道路照明灯について、令和5年度に一斉LED化を実現し、その後10年間の維持管理を含めた委託契約を締結しているとのことであった。

次に、役割分担については、ESCO事業者は、調査・設計、単年度でのLED灯具への交換、その後10年間の維持管理などの包括的なサービスを行い、本市は、当該事業に必要な関係機関との調整等を行うとのことであった。

そして、10年間の収支計画としては、導入前の維持管理費と比較して年間約1億3千万円の削減が可能となり、削減された約1億3千万円を道路照明灯の柱の建替え費用に充当していく予定とのことであった。

ESCO事業は、自治体の追加負担を伴わない効率的な事業であり、多額の費用と時間を要するとされていた全ての道路照明等のLED化を単年度で完了させたことは、評価できる取組と認識している。

LEDの一般的な使用期間とされている15年経過後の取扱いについては、まだ事例がないことから、先行実施している自治体の事例等を注視していきたいとのことであるので、効果的な更新方法についての検討を継続し、本市にとって一番良い形での更新が継続されていくことを期待する。

ウ その他必要と認める事項

12件の指導事項があった。

(15) 会計管理者

ア 監査対象所属

会計室

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。また、2件の業務意見があった。

【業務意見】

① 指定金融機関等に対する手数料について（会計室）・・・【効率性の観点】

公金収納等事務の手数料の取扱いについて、総務省から通知がなされたことに伴い、指定金融機関と協議を重ねた結果、令和6年度当初予算において手数料を計上すべく準備を進めているとのことから、どの程度の金額が見込まれているのか確認したところ、窓口収納手数料、口座振替手数料、振込手数料の総額で令和6年度は1億2,700万円程度が見込まれているが、収納については手数料が安価であるQRコード納付や口座振替の推進、支払では振込回数の軽減により経費削減を図っていきたいとの回答があった。

適正な経費負担はすべきとの観点からの対応であるが、収納額や振込額が同額であっても納付方法や振込回数によって手数料に差が生じることから、効率的な収納・支払方法の採用について、全庁的な取組を進めることを期待する。

なお、その際は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に抵触することのないよう留意する必要があることを申し添える。

② 公金の安全かつ効率的な運用について（会計室）・・・【効率性及び有効性の観点】

公金の運用については、現状で取り崩しの予定のない基金、少額の基金等を一括して債券による運用を行うことで、預金金利と比較してより有利な金利による運用益が見込まれるが、リスク分散のため、ラダー型運用をしているとのことであった。そのリスク分散効果について確認したところ、ラダー型運用は、短期債から長期債まで、残存期間の異なる債券に、ほぼ同額ずつ投資する運用で、保有する債券の満期までの残存期間と投資額をグラフにするとハシゴを横にしたような形状をしていることからラダー型と呼ばれており、毎年、償還を迎えた金額を再投資していくことからリスクが平均化され、金利変動の影響が少ない運用とされている。このほかに、中期がなく短期と長期の組合せによるバーベル型、中期に集中して満期を迎える構成のブレット型があるが、バーベル型もブレット型も、

大きな収益が期待できる反面、金利変動の影響を受けやすいという側面があることから、確実かつ有利な方法としてラダー型を選択しているとのことであった。

地方自治法施行令第168条の6では、「会計管理者は、歳計現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない。」と規定されているが、低金利の状況下にあっても、保管（運用）額が多額であり、保管（運用）方法によって得られる利益に大きな差が生じることになるので、確実性は担保した上で、効率的で有利な保管（運用）を行うことは必要な取組だと考えている。

これまでも、市債管理基金や上下水道事業の資金においては、確実かつ有利な保管（運用）に取り組み、一定の運用益を得ていたが、今回、会計室においても確実だけでなく、有利な保管（運用）に取り組み始めたことは評価すべきことと考えている。

今後も、金利の動向等に注視し、長期、短期の運用可能額を的確に把握した上で、確実かつ効率的で有利な保管（運用）に努めることを望むものである。

(16) 上下水道局

ア 監査対象所属

経営管理部	上下水道総務課、お客様サービス課
水道部	水道管路課、水道施設課、水質管理課、水道事務所

イ 監査の結果

監査した結果、1件の指摘事項があった。また、2件の業務意見があった。

【指摘事項】

支出負担行為を経ない郵便切手及び収入印紙の購入について（水道施設課）・・・【**法規性の観点**】

市水道事業及び下水道事業会計規程第190条第1項の規定によれば、支出予算を執行しようとするときは、あらかじめ支出負担行為伺書により、決裁を受けなければならないとされている。

しかし、郵便切手及び収入印紙の受入（購入）について、郵便切手等の受払簿の受入日（購入日）が支出負担行為伺書の決裁日より前の日付となっていたものがあり、支出負担行為伺書の決裁前に購入による受入が行われていた。

【業務意見】

① 人材不足に対する効果的な方策の推進について（水道管路課）・・・【**有効性の観点**】

管路更新計画に係る入札不調について、配管技術者や下請業者の不足が入札不調の要因の一つとなっているとのことであるので、解決に向けての取組状況を確認したところ、配管技術者の育成及び確保は喫緊の課題であり、令和5年5月に水道組合や建設業協会の会員などを対象とする「配管資格講習会」を前年度よりも拡充して開催し、12月の日本水道協会主催の「資格取得講習会実務研修」では、本市職員が直接、講義・実務指導を実施するなど官民一体で取り組んでいるとのことであった。

建設業においては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の時間外労働の上限規制の猶予期間が終了し、令和6年4月から規制が適用となることから、更なる人材不足が懸念される。人材不足は短期間で解決できる課題ではないことは承知しているが、現場の声に耳を傾け、市長部局の技術研修所管課とも連携して、より効果的な方策を推進していくことを期待する。

② 水道施設におけるGX⁶の推進について（水道施設課）・・・【有効性の観点】

第3次静岡市地球温暖化対策実行計画では、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で51%削減するという目標を掲げていることから、水道施設におけるGXの推進に向けた取組について確認したところ、現在、太陽光発電は門屋浄水場、南安倍配水場、西島配水場及び西奈配水場に設置しており、また、小水力発電は、西奈配水場に設置しているが、いずれの発電設備も、設置できる施設が限定されることから、新規に設置する計画はないとのことであった。

発電以外の取組としては、八幡配水池で休止中の井戸を設備の冷却に利用したり、出水期に安倍川で取水した水を北部ルートにより清水区に送水したりすることによって、使用電力を削減し、CO₂削減に向けた取組を実施しているとのことであった。

温室効果ガス排出量の削減に向け、行政として、再生可能エネルギーの拡大のための太陽光発電や小水力発電等の新規設置だけでなく、既存施設の有効活用によって使用電力を削減することで省エネルギー化を推進しており、評価できる取組であると感じている。

今後も、再生可能エネルギーの技術革新にも注視しながら、既存施設の有効活用等の検討を継続し、水道施設のGXが推進されていくことを期待する。

ウ その他必要と認める事項

4件の指導事項があった。

⁶ GX…グリーントランスフォーメーション（Green Transformation）の略。太陽光や水素など自然環境に負荷の少ないエネルギーの活用を進めることで二酸化炭素の排出量を減らし、また、そうした活動を経済成長の機会にするために世の中全体を変革していこうという取組

(17) 教育委員会事務局教育局

ア 監査対象所属

教職員課、学校教育課、中央図書館

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。また、5件の業務意見があった。

【業務意見】

① 教員採用選考試験の応募者増加に向けた取組について（教職員課）・・・【有効性の観点】

教員採用選考試験の応募者の減少が全国的にも課題となっていることから、本市の教員採用選考試験について、最近の傾向と応募者増加のための取組状況を確認したところ、1次受験者数については、年度ごとに変動はあるものの、ほぼ350人から400人の間で推移し、10年以上前から同様の傾向にあり、本年度の倍率は3.5倍とのことであった。また、応募者増加のため、県内の教員養成大学と連携した高校生対象のセミナーの開催、大学2年生及び3年生を対象とした教員採用選考試験ガイダンスの実施、教員採用選考試験の2か月前倒し、教員採用選考試験の出願手続における電子申請の導入等に取り組んでいるとのことであった。

熱意ある優秀な教員を採用するためには、教員採用選考試験において一定の倍率の確保が必要であり、そのための取組を進めていることが確認できたが、全国的な応募者数減少の影響が本市に及ぶ懸念もあるとのことであるので、今後も、学生のニーズ等の把握に努め、応募者増加に向けた取組を進めていくことを期待する。

② シズカツについて（学校教育課）・・・【有効性の観点】

部活動を地域に移管するための課題として、持続可能な運営体制の構築が挙げられており、令和5年度、令和6年度に実証事業として民間企業にシズカツの運営業務を委託するとのことから、委託先はどのような企業なのか確認したところ、部活動応援隊に登録している企業の中で本市の部活動改革に対して関心を示しており、市内に本店又は支店を有し当該業務が実施可能な者に委託しているとのことであった。

また、もう一つの課題である指導者の確保について、これまで部活動の顧問を務めてきた市立小中学校の教員が指導員に就任することを想定しているのか確認したところ、教員が教育委員会から兼業許可を得て指導員に就任することを想定しているとのことであった。

部活動の地域移管は全国的な取組であるものの、「教育目的との整合」や「中体連等の大会の在り方」、「保護者の経費負担」等の課題があると聞いているので、課題解決に向けて市長部局とも連携して取り組み、子どもたちのスポーツ、文化への幅広いニーズに対応するとともに、健やかな心身の成長に資する部活動改革を進め、保護者が安心して子どもを送り出せる組織・運営となることを期待する。

③ 前回の定期監査での指摘事項に対する措置状況通知について（学校教育課、コンプライアンス推進課）・・・【有効性の観点】

令和2年度定期監査における学校教育課への指摘事項に対する措置として、リスクチェックシートを改正したと監査委員に通知していたにもかかわらず、実際にはこの改正を実施していなかったということであった。

地方自治法第199条第14項では、監査結果の報告を受け、当該結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならないとされており、同項において、通知を受けた監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならないとされている。

そのため、学校教育課の措置の内容についても教育委員会から通知を受けた後に内容を公表しており、結果として措置を講じていないものを措置したとする誤った内容を市民に対して公表したこととなっていた。これは、指摘事項に対する措置状況通知全体の信頼を損なうものである。

学校教育課によれば、措置する予定の内容を実施済みとして監査委員に通知し、その後実施することを失念していたとのことであるが、監査委員には措置を講じたときに通知するものであることに留意し、再発の防止に取り組まれたい。

また、市長部局のコンプライアンス推進課は、教育委員会で発生した不備について教育委員会が監査委員に通知した指摘事項に対する措置状況を確認していること、また、教育委員会を含めた全所属のリスクチェックシートを取りまとめていることから、学校教育課のシートが通知したとおりに改正されていないことを確認できたはずである。

全ての指摘事項に対する措置状況をコンプライアンス推進課が直接確認することは困難であると思われるものの、「措置を講じた旨の通知」が法に基づく通知であり公表されるものであることを念頭に、各所属から正確な通知が行なわれるよう法的意義等について改めて周知するとともに、「措置を講じた旨の通知」全体への信頼を損なうことのないよう、厳正な対応を望むものである。

④ 前回定期監査での指摘事項に対する再発防止策の不徹底について（中央図書館）・・・【有効性の観点】

令和2年度定期監査での指摘事項「不完全な業務報告書に基づく検収済報告書の作成について」に対する措置として、点検項目を書き出したチェック表を別途作成し、突合結果を報告書に添付するとしていたが、これを怠り、令和4年度の昇降機保守点検業務において一部業務が不履行であった状態で支払をしてしまう事務事業事故を起こしたとのことであった。このことから、再発防止策を講じていながら同様の事故が再度発生した原因について確認したところ、措置状況通知に記載した委託業務に関わるチェック表の作成について、令和3年度以降担当者が代わる中で、一部の職員間において正しい引継ぎが行われておらず、令和4年度長田複合施設の昇降機保守点検業務において、建築基準法第12条第4項の規定に基づく年1回の法定点検が未実施であったにもかかわらず、これを見落としたため、実施したものとして支出してしまったとのことであった。

なお、その後、未実施であった法定点検については実施され、過払分についても一旦返納を受けた上で、正しい区分で支出したとのことであった。

再発防止策は、人事異動等による担当職員の交代を想定して講ずべきものであり、担当者が代わり引継ぎが行われていないことに誰も気付かないのでは意味をなさない。中央図書館では、今回の事故を受け、全ての委託業務についてチェック表を作成した上で委託業務ごとのファイルに綴り、支払処理を行う際に点検者、係長及び所属長がそのファイルを点検してチェックする体制に改めたとのことであるが、チェック表は形式を整えることが目的ではなく、一つ一つのチェック事項の意味を理解した上でチェックしてこそ効果が生じるものであるという認識の下でチェックが徹底されることが望まれる。加えて、同様な事故を繰り返し発生させることは市政に対する信頼を損ねることにつながることから、全ての職員が今回の事故を自分事として捉え、同様の事故・ミスを繰り返し発生させることのないよう取り組むことを望むものである。

⑤ 効果的な情報発信について（中央図書館）・・・【有効性の観点】

令和5年12月に現地調査を実施した際、中央図書館は、リニューアルに合わせて公園との一体感を醸成する改修が行われるとともに、高齢者の方、子ども連れの方、障がいのある方、学生等といった利用者の特性に応じた対策を講じており、また、蓋付きの飲み物を持ち込めるエリアを設定するなどエリアごとに特性を持たせ、カーペットの色で区分することで、視覚的にも分かりやすい工夫が施されていることが確認できた。これらの取組は利用者目線に立った良い取組だと思われるが、あまり周知されていない印象があることから、どのような広報を行っているのか確認したところ、改修ポイントである蓋付きの飲み物を持ち込めるエリアについては、館内に表示して利用者に周知しており、新たなサービスとして開始した「コアラタイム（赤ちゃんへの読み聞かせの時間帯）」については、各保健

福祉センターで行われる「6か月児育児相談」に毎月図書館職員が出向いてチラシを配付し、保護者の方に直接PRしているとのことであった。

また、中央図書館のリニューアルについては、市立図書館のホームページにその内容を伝える動画が掲載されているが、その動画にたどり着くことが難しい構成になっている。現地調査では、高齢者の方、子ども連れの方、障がいのある方、学生などそれぞれのターゲットに効果的な取組を行い、職員も積極的に対応している様子が確認できたものの、一方で、広報の点においては、リニューアルの内容が市民に十分に認識されていないように感じられた。

どのような良い取組であっても利用する市民に知られていなければ意味がないため、市ホームページのリニューアルとも合わせた効果的な情報発信を行い、中央図書館の取組が市民に周知されることを期待する。

ウ その他必要と認める事項

6件の指導事項があった。

(18) 議会事務局

ア 監査対象所属

議会総務課、議事課、調査法制課

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。また、1件の業務意見があった

【業務意見】

議会広報事業の充実について（調査法制課）・・・【有効性の観点】

議会広報事業の充実について、市議会だよりのタイトルを『しずおか市議会&YOU』に変更し、分かりやすい平易な言葉の使用や余白を意識したレイアウトにするなど、見やすく敬遠されにくい紙面づくりを進めており、従前の紙面と比較して大幅な見直しが行われていることから、この取組に対する市民の評価について確認したところ、リニューアルした6月定例会号において読者アンケートを実施し、表紙のデザインや、掲載記事を含む紙面全体のレイアウトとその内容に関して、令和5年8月中旬から9月上旬に掛けて、計46件の回答を得ていた。

そのアンケートの結果としては、表紙のデザインやレイアウトについては、「満足」、「やや満足」との回答が98%、記事の内容に関しては、「わかりやすい」、「どちらかと言えばわかりやすい」との回答が93%で、自由記載欄には「明るくすっきりした紙面になって手に取りやすくなった」、「グッと内容が目に入ってきて、市議会を身近に感じられた」、「紙面が変わり、じっくり読むことができた」などの肯定的な意見があり、否定的な意見はなかったとのことであった。

どんなに内容が充実した資料であっても、手に取って読んでもらえなければ意味がないことから、この市議会だよりの紙面の見直しは「伝わる広報」を目指した積極的な取組であると認識している。

また、ホームページの情報に誘導するQRコードも掲載されており、詳しく知りたい方への対応も行われていることが確認できた。

今後も、読者である市民の評価等を確認しながら、伝わる広報に向けて積極的に取り組むことを期待するとともに、否定的な意見の把握にも意を用いることを望むものである。

ウ その他必要と認める事項

1件の指導事項があった。

令和5年度 定期監査指摘事項等件数一覧

(単位：件)

局等の区分	指摘事項	指導事項	合計
総務局	3	3	6
企画局	0	0	0
財政局	0	7	7
市民局	0	5	5
葵区役所	0	1	1
駿河区役所	1	6	7
清水区役所	2	10	12
観光交流文化局	4	4	8
環境局	0	8	8
保健福祉長寿局	0	2	2
子ども未来局	0	3	3
経済局	0	1	1
都市局	2	4	6
建設局	2	12	14
会計管理者	0	0	0
上下水道局	1	4	5
教育委員会事務局教育局	0	6	6
議会事務局	0	1	1
合 計	15	77	92

(過去3年度との比較)

	対象所属数	指摘事項等件数		
		指摘事項	指導事項	合計
令和2年度	57	22	39	61
令和3年度	43	28	52	80
令和4年度	31	16	59	75
令和5年度	61	15	77	92
(前年度対比)	(+30)	(-1)	(+18)	(+17)

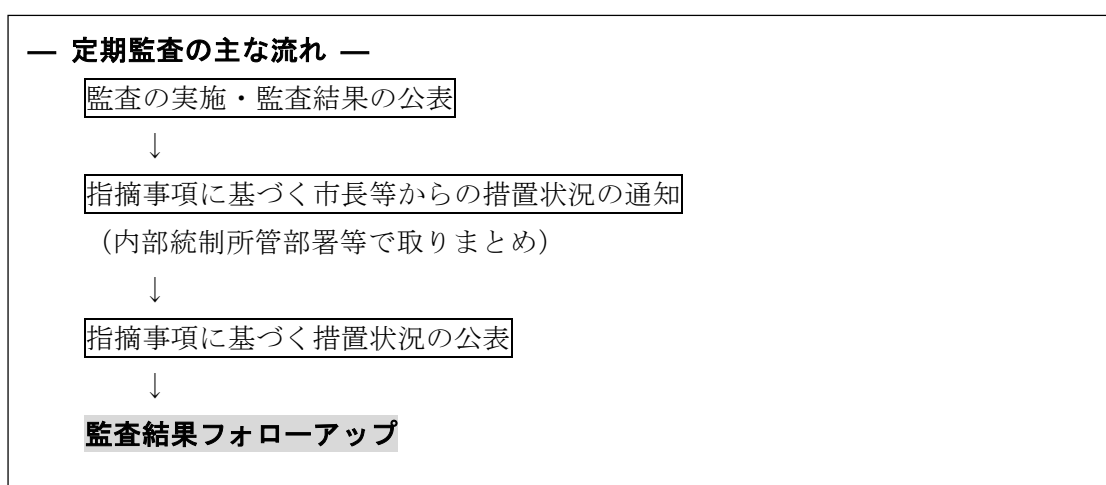
2 フォローアップ監査

(1) 監査結果フォローアップとは

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、市長等が監査結果に基づき改善を図ったときは、その措置状況を監査委員に通知することとなっている。

フォローアップ監査は、市長等から通知のあった措置状況について、内部統制の観点から再度検証を行い、改善が認められない事項については再度指摘をし、けん制機能を発揮することで監査の実効性を高めることを目的に実施するものである。

また、本市の内部統制所管部署と連携して、指摘事項の事後検証等を行うことにより、類似指摘の再発の防止を図ろうとするものである。



(2) フォローアップの対象となる指摘事項

令和 5 年度定期監査の対象となった所属に対する、前回の定期監査における 18 件の指摘事項を対象とする。

(3) フォローアップの結果

前回の定期監査の指摘事項 18 件を確認したところ、再度指摘をするものはなかったが、監査委員に通知された措置を実際には実施していなかった事例があった。このことについては、提言で改めて述べるものとする。

なお、今回の監査対象所属の所管する事務で、未だに措置状況が通知されていない前回の定期監査の指摘事項はなかった。

II 提言

地方自治法第 199 条第 10 項の規定により、本市の組織及び運営の合理化に資するために、監査の結果に添えて提出する意見としてこの提言を行う。

1 文書の確認の重要性について

市事務専決規則第 4 条には、決裁を経なければ事務を執行することができないという決裁の原則が定められ、市公文書管理規則第 2 条第 9 号には、決裁とは、特定の事務につき権限を有する者又は市事務専決規則第 4 条の規定により専決することができる者が、当該事務について最終的にその意思を決定することと定められている。

また、市公文書管理規程第 14 条第 3 項の規定により、決裁を受けるに当たっては、起案文書に決裁を受けようとする理由又は当該事務の処理に関する説明を簡明に記述し、関係法令その他参考となる事項の付記、関係書類の添付等によりその根拠、理由、経過等を明らかにしたうえで、起案文書を回議することとなる。起案文書の内容については、その文書に携わる全ての職員が、それぞれの立場で責任を持たなければならないことから、文書の内容について入念に確認することが求められる。

しかし、今回の監査において、必要事項が記載されていないものや必要な文書が添付されていないもの、添付資料の内容に誤りがあるもの、字句の記載誤りがあるもの等、内容に様々な不備があるにもかかわらず、回議の中で気付かれることなく決裁を受けているものが多数見受けられた。

このように起案文書の確認がおざなりにされている点については、今回の定期監査だけでなく行政監査でも見受けられ、また、過去の定期監査や内部統制評価報告書審査においても指摘や指導、意見等をしてきたところである。事務事業事故等の発生を未然に防ぐためには、決裁権者までの回議の過程で、記載内容や添付文書の確認を適切に行うことが必要であるが、一向に改善の兆しが見られないため、「文書の確認の重要性」の観点から次の 2 点について提言を行うものとする。

1) 過去の監査における指摘事項の措置状況の確認について

今回の監査において、過去の監査における指摘事項に対する措置としてリスクチェックシート⁷を改正したと監査委員に通知していたものの、実際にはシートの改正が実施されていなかった事例が確認された。

このリスクチェックシートは毎年度コンプライアンス推進課に提出するものであることから、指摘事項に対する措置状況を監査委員に通知するための決裁に加え、

⁷ リスクチェックシート・・・日常行っている事務事業に潜むリスクを洗い出し、その発生頻度や事故が発生した場合の影響度等をあらかじめ想定するとともに、予防策を明示し、かつ対策の実効の難易度を示したもので、各所属の潜在リスクの掌握と予防策の立案のためのツールとして活用するもの

リスクチェックシートをコンプライアンス推進課に提出するための決裁も受けているはずであり、回議の中でシートが改正されていないことが確認できる機会が2度あったにもかかわらず、これが見過ごされていた。

さらに、令和5年度行政監査においても、事務事業ミス発生報告・検証シートにはリスクチェックシートの修正があるものとして記載されていたことに加え、当該行政監査の調書においてもリスクチェックシートの修正をした旨の記載がなされていたにもかかわらず、実際にはリスクチェックシートの修正がなされていない事例が見受けられた。

このように、事務におけるリスクとその対策を把握するために作成されるリスクチェックシートが適切に改正されていない場合、再発防止策が適切に講じられていないこととなり、一度発生してしまった不備が再発するおそれがあることから、起案文書の回議において、改正内容が適切に反映されているか、その文書に携わる全ての職員が責任を持って点検するべきである。

なお、監査における指摘事項に対する措置状況は、市長又は各行政委員会等から監査委員に通知された措置の内容が地方自治法第199条第14項の規定に基づいて公表されることから、未措置であるにもかかわらず措置済みとして公表されてしまうこととなる。このことは公表された措置全体への信頼を損なうことにもつながりかねないものであることから、各所属においては、措置を講じた旨の通知の法的意義等について再認識するとともに、起案文書を回議する際には、確実に措置状況が実施されていることを文書に携わる全ての職員が確認するよう徹底することを望むものである。

2) 契約事務における根拠等の確認について

令和3年度の行政監査（テーマ監査）において、「貸借契約又は委託契約における適切な契約書の作成について」をテーマとして監査を実施した。その結果報告書では「契約書の適切な規定の作成について」次のとおり意見を述べている。

契約書には当事者間の合意事項が記載されており、その誤りは、ともすれば、意図せぬ成果物の納品や後日の紛争の契機ともなり得る。軽微なものとはいえ、相当数の不備が見られたことは、市として重く受け止めるべきである。確認された不備のうち、特に件数の多かったものは、次の2つである。

① 債務不履行の場合の契約解除の規定の不備

令和2年4月1日に民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が施行されたことに伴い、債務の履行が不能となった場合などには相手方の帰責性を問うことなく直ちに契約を解除することができるようになった。これを受

け、契約事務のために市が設けている標準的な契約書の書式でも、契約の解除規定の一部を改めていたが、一部の所属について、この改正が反映されていない契約書を同日以降も継続して利用している例が見られた。自然災害等により債務者による債務の履行が不能になった場合、相手方の帰責性を問う規定が残ったままだと、その契約に代えて新たな契約を直ちに締結する必要があっても対応できなくなってしまう。法改正には理由があることを十分に理解して業務に臨む必要がある。

② 字句の不備

他の条項を引用する際に条番号や項番号を誤っている事例や、契約書の条項の文言と仕様書の文言との間にそごが生じている事例が見られた。

以前の行政監査においてこのように意見を述べたにもかかわらず、今回の定期監査においても債務不履行の場合の契約解除の規定の不備や字句の不備が多数見受けられた。特に、債務不履行の場合の契約解除の規定の不備については、具体的に不備を例示して注意喚起を行ったものの、その後も同様の不備が見られる状況であり、監査結果が庁内で水平展開されていないと言わざるを得ない。

このほか、契約保証金についての規定の不備も多数見受けられた。

改めて言うまでもなく、契約事務に携わる職員及び管理職員が、漫然と前例踏襲することなく、根拠となる法令等が改正されていないか、最新の書式を使用しているかといったことを確認して業務に取り組むことが必要である。契約事務に関する不備については、今年度の包括外部監査においても多くの指摘があることから、各所属における指摘事項等への対応に留まることなく、全庁的な取組によって、契約事務における不備を減少させることを期待するものである。